

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第7号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成27年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（県民の安全を守る上で必要があると認められる施設）</p> <p><b>第3条</b> 条例第13条に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>に規定する<u>博物館に相当する施設</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p>	<p>（県民の安全を守る上で必要があると認められる施設）</p> <p><b>第3条</b> 条例第13条に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第2項</u>に規定する<u>指定施設</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。